

発行者
社会保険労務士まつもと事務所
社会保険労務士 松本陽子

TEL 0480-25-0378

FAX 0480-53-6432

<https://matsumoto5.com>

まつもと事務所の

げんき便り

平成二十五年一月

第二十一号

(二月十日発行)



明けましておめで
とうございます。
平成二十五年も宜
しくお願い申し上
げます。

皆様のおかげで無事に
新しい年を迎えることが
できました。本年もよろし
くお付き合いのほどをお
願い申し上げます。

法改正のお知らせ

○労働者派遣法

・雇用期間が三十日以内
の日雇派遣は原則禁止
となりました。

・派遣会社のマージン率
や教育訓練に関する取
り組み状況などの情報
提供が義務化されまし
た。

・離職後一年以内の人を
派遣労働者としてその
人の元の勤務先に派遣
することが禁止されま
した。

これらは平成二十四年十
月一日付けの施行です。ま
た、この他にもいくつか改
正が行われています。



☆ まつもと事務所からのご連絡 ☆

〈埼玉県より経営革新計画の承認を受けました〉

(1) 経営革新計画承認制度とは

これから開始する「あらたな取り組み」の計画書を県に提出し、承認を受ける制度です。計画をつくることで、計画の作成や実行段階で専門家のアドバイスが受けられ、目標達成までの道筋を明確にすることができるというものです。

(2) 経営革新計画のテーマ

まつもと事務所では「社労士による、介護福祉分野の安全衛生コンサルティング事業の展開（安全衛生管理と労務管理のトータルサポート）」を経営革新計画のテーマとしました。建設業、製造業では長年に渡って、安全衛生の手法が蓄積されてきましたが、サービス業についても、その業種の特徴を踏まえた安全衛生対策が確立されていくと良いのではないかと以前から感じていたため、このテーマにしました。私自身のスキルアップを図りつつ、試行錯誤しつつではありますが、企業の安全管理体制整備の支援を行っていきたいと思っています。宜しくお願いいたします。

労働契約法は

どんな法律？

平成二十年三月一日に労働契約法が施行されました。労働基準法も、労使の関係を規定していますが、労働契約法は、労使のトラブルについて、判例からまとめられたものといえます。

労働契約法の基本的な考え方

労働契約法では、「①労働契約は、労働者と使用者が対等な立場で、双方の合意に基づいて結んだり、変更したりするべきものであること」「②労働契約の内容は、労働者に分かりやすい形で、つぎの限り書面書面で労働条件を提示すること、労働条件の変更の際には、十分に



労働契約法についてのお知らせ

～平成25年4月から、有期労働契約の新ルールが施行されます～

説明すること」「③労働者が職場で健康かつ安全に働けるように、必要な配慮をすること」等を基本に規定しています。

「有期労働契約」の改正点は

期間の定めのある契約については、労働契約法施行時は、「やむを得ない事由がある場合でなければ、その契約期間が満了するまでの間、労働者を解雇することができない」「労働契約期間について、必要以上に短い期間を定めることにより、その契約を反復更新することのないよう配慮しなければならない」という規定がありました。さらに「有期労働契約が反

復更新されて通算五年を超えたときは、労働者の申し込みにより、期間の定めのない労働契約に転換できる」という規定が加わります。これは「有期契約から無期労働契約への転換」のルールとも言われています。通算契約期間のカウントは、平成二十五年四月一日以後の有期労働契約が対象となるので、平成二十五年三月三十一日以前に開始した有期労働契約は通算契約期間に含まれません。したがって、実務上ルールの適用はしばらく先になります。有期労働契約を雇用している事業所は、今後の方針等を検討する機会を持つことをお勧めします。



ことばの花束

今年も沢山いいことが
あなたにあるように
いつもいつも

(松任谷由実さんの

「A H A P P Y N E W Y E A R」より)

年末年始に、松任谷由実さんのアルバムを聴いて過ごしました。彼女の歌詞には、「守ってあげたい」という曲にもあるように、誰かに何かをしてあげたい、誰の幸せを願っている、という歌詞がところどころにちりばめられていることに気づきました。一昨年の紅白歌合戦での彼女の熱唱もとても印象に残っています。

安全用語豆知識 [第2回]



前回に続いて、安全衛生に関する用語について、お伝えします。

○ 【ハインリッヒの法則】

事故と災害（＝人が傷つくこと）の関連について、アメリカの損害保険会社の安全技師であるハインリッヒ氏が発表したのが、「1：29：300の法則」です。

これは、同じ人間が300件、事故を起こした場合に「1件は、重い災害があったとすると、29回は軽症災害（応急手当だけで済むようなもの）、300回は傷害のない事故（傷害や物損の可能性はあるが、傷害がなかったもの）を起こしている」というものです。

また、300回の無傷の事故の背後には、数千の不安全な行動や不安全な状態があるとも述べています。

このことから、重大災害が無いから、少ないからといって安心せず、常日頃から、重大災害になりうる不安全行動や不安全状態がないかチェックし、作業や設備の改善に取り組む必要があるという結論にたどり着きます。



～ちょこっとコラム～

今年ユニークに感じた本たち

世の中で関心を持たれているものを知ることができから「本屋と併設しているカフェで気分転換も兼ねて読書したい」・・・等々、本屋を訪れる理由はさまざまだと思えます。私は、仕事に関する本を探すためや、外出して空き時間ができてしまったときなどに本屋に

皆さんが、本屋に立ち寄るときは、どんなときですか？「読みたい本がある」「特に探している本はないけれど何か面白そうな本があったら買ってみようかな」「本屋に行くと、今、

寄ることが多いです。そんな風にして立ち寄った本屋でたまたま手に取り、惹かれて買ってしまっただけの本があり、昨年、特別にユニークだと感じた本を紹介します。

①「パンダ」著者岩合光昭：文庫本サイズのパンダの写真集です。この本の中のパンダの表情、しぐさ、群れ具合（たくさん集まって遊んでる写真もあり）に、思わず笑ってしまいます。

②「憩う言葉」著者杉浦日向子：江戸好き、そば好き、日本酒好きな著者が作品の中で書いた文章の一文を抜粋し、集めたものです。のびやかであくそうという感じ分かるくと言ってしまうくらい一文もあつたりします。



働く人の法律問答

… 危険予知訓練とは？ …



タケ社長、ウメ従業員、マツ社労士の安全談義♪

タケ社長：我が社のサービス部門をよりよくするために、先日ウメさんに「社会福祉施設における危険予知活動セミナー」に行ってきたもらっただけですよ。

ウメ従業員：介護施設や保育園、障がい者施設など、人に対してサービスを行う事業所に勤めている方たちが参加していました。安全な状態になっているかどうか、指を差して、声を出して確認する「指差呼称」をたくさん練習しましたよ。初めは声を出すのが恥ずかしかったのですが、すぐに慣れました。声を出すグループワークは、参加者の皆さんと親しくなるのも早い気がします。

マツ社労士：「指を差す」、「声を出す」という動作は、危険な状態かをチェックするのに効果があるのはもちろんですが、そのことによって、職場の人とコミュニケーションが取りやすくなるというメリットもあるんです。ウメさんは参加者の皆さんと親しくなるのが早かったとのことですが、職場の場合は、職員同士の意見交換や情報交換がより活発に行えて、危険な箇所の対策を伝えやすくなるだけでなく、通常業務のコミュニケーションもより円滑になるというメリットもあります。

タケ社長：人に対するサービスの仕事は、お客様の安全が第一ですが、そのためには、サービスする側の職員の安全対策も同じくらい重要だという考えにいきついて、ウメさんに危険予知訓練に参加してもらいました。

ウメ従業員：セミナーでは「しゃがんでお風呂の壁を掃除している人」のイラストを見て、どのような危険があるか、事前にどのような対策をとっておくと良いか、についても話し合いました。皆で意見を出し合うことで、自分では気づかない「危険な場所や行動」がけっこうあるなあと思って。職場のみんなとも意見を出し合って事故の予防に取り組んでいきたいです。

編集後記



平成二十四年十月に、中央労働災害防止協会主催の全国産業安全大会に参加してきました。この大会では、様々な業種の企業が、自社の安全衛生活動を順次発表していきます。ある警備会社は、警備員が「誘導時の安全対策」について話し合うシーンを演じていたのですが「車が待っている」とつい、早く渡って下さいと言ってしまうようになるけれど、焦って転倒してしまうかもしれないから、気をつけてゆっくり歩いてきてください、と言うことにしよう」という結論になりました。安全管理に使命感を持って取り組んでいる様子が伝わってきました。